

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和七年 第六六六号 十二月十九日 (金曜日)

大分県教育委員会規則第十四号（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

公 告

告

二八

目 次

教育委員会規則

宿日直手当の額を定める規則の一部改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月十九日

大分県教育委員会規則第十四号

宿日直手当の額を定める規則の一部を改正する規則

宿日直手当の額を定める規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四千四百円」を「四千七百円」に、「二千二百円」を「二千三百五十円」に改める。

第二条第一項中「七千四百円」を「七千七百円」に、「三千七百円」を「三千八百五十円」に改め、同条第二項中「六千百円」を「六千四百円」に、「三千五十円」を「三千二百円」に改め、同条第三項中「七千四百円」を「七千七百円」に、「三千七百円」を「三千八百五十円」に改める。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

令和七年十二月十九日

大分県教育委員会規則第十五号

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項の表中「五級四十九号給」を「五級四十号給」に、「四級六十一号給」を「四級五十三号給」に、「三級六十五号給」を「三級六十一号給」に改める。

別表第一を次のように改める。

大分県教育委員会

宿日直手当の額を定める規則の一部改正する規則

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正

大分県警察の臨時の任用職員の管理に関する規則の一部改正

大分県警察の臨時の任用職員の管理に関する規則の一部改正

大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規則等の一部改正

大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規則の一部改正

大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規則等の一部改正

大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規則等の一部改正

大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規則等の一部改正

大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規則等の一部改正

令和七年十二月十九日

大分県報（教育委規則）

別表第一（第二条関係）

技能労務職給料表

職員 の区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	187,500	277,300	281,200	307,600	330,600
	2	188,600	278,400	283,100	308,800	332,400
	3	189,800	279,400	285,000	310,000	334,100
	4	190,900	280,400	286,900	311,200	335,800
	5	192,000	281,400	288,800	312,500	337,300
	6	193,100	282,400	290,700	313,600	339,000
	7	194,300	283,300	292,600	314,700	340,700
	8	195,400	284,300	294,500	315,900	342,300
	9	196,500	285,300	296,400	317,000	343,800
	10	197,600	286,300	298,300	318,500	345,500
	11	198,900	287,300	300,200	319,900	347,200
	12	200,000	288,300	302,100	321,400	348,800
	13	201,100	289,300	304,000	322,700	350,100
	14	202,800	290,600	305,100	324,100	351,900
	15	204,400	291,900	306,100	325,600	353,500
	16	206,000	293,100	307,100	327,000	355,100
	17	207,500	294,300	308,200	328,400	356,500
	18	209,200	295,600	309,400	329,800	358,300
	19	210,800	296,800	310,500	331,400	359,900
	20	212,400	298,000	311,700	332,700	361,500
	21	213,900	299,000	312,800	333,900	362,900
	22	215,600	300,200	314,100	335,400	364,500
	23	217,300	301,400	315,400	336,900	366,200
	24	219,000	302,700	316,700	338,300	367,800
	25	220,200	304,700	317,900	339,500	369,400
	26	221,800	306,600	319,200	341,100	371,000
	27	223,400	308,500	320,500	342,500	372,500
	28	224,900	310,400	321,800	343,900	374,100
	29	226,500	312,300	323,100	345,300	375,500
	30	228,100	314,200	324,300	346,600	376,600
	31	229,700	316,100	325,600	348,000	377,600
	32	231,300	318,000	326,700	349,300	378,800
	33	232,900	319,900	327,600	350,500	379,800
	34	234,600	321,800	328,900	351,900	380,800
	35	235,900	323,700	330,200	353,100	381,800
	36	237,200	325,600	331,600	354,400	382,800
	37	238,500	327,500	332,700	355,600	383,600
	38	239,600	329,400	334,000	356,500	384,500
	39	240,700	331,400	335,200	357,400	385,300
	40	241,800	333,300	336,400	358,600	386,000
	41	242,900	335,200	337,700	359,700	386,600
	42	244,200	337,100	338,700	360,500	387,300
	43	245,600	339,000	339,800	361,300	388,000
	44	247,000	340,900	340,900	362,100	388,700
	45	248,400	342,800	341,600	362,800	389,200
	46	249,800	344,700	342,500	363,600	389,900
	47	251,200	346,600	343,200	364,300	390,600
定年 前再 任用	48	252,700	348,500	344,000	365,100	391,300
	49	254,100	350,400	344,800	365,700	391,700
	50	255,300	352,300	345,200	366,300	392,200

令和七年十二月十九日

大分県報
(教育委規則)

令和七年十二月十九日	大分県報 (教育委規則)	三	短時	51	256,600	354,200	345,700	366,800	392,800
			間勤	52	257,900	356,100	346,400	367,300	393,500
			務職員以外の職員	53	259,100	358,100	347,200	367,700	393,800
				54	260,300	360,000	347,900	368,300	394,400
				55	261,500	361,900	348,600	368,800	395,100
				56	262,700	363,800	349,200	369,400	395,600
				57	263,800	365,700	349,700	369,700	396,000
				58	264,900		350,300	370,300	396,600
				59	266,000		350,800	370,800	397,200
				60	267,100		351,400	371,300	397,700
				61	268,000		351,700	371,600	398,100
				62	269,000		352,200	372,100	398,700
				63	270,000		352,500	372,600	399,100
				64	271,000		352,900	373,100	399,600
				65	272,000		353,300	373,300	399,900
				66	272,900		353,800	373,800	400,400
				67	273,700		354,300	374,400	400,700
				68	274,600		354,800	374,900	401,100
				69	275,400		355,100	375,200	401,500
				70	276,200		355,500	375,600	401,900
				71	277,000		355,900	376,100	402,200
				72	277,700		356,300	376,500	402,500
				73	278,500		356,600	376,900	402,800
				74	279,300		357,000	377,400	403,200
				75	280,100		357,400	377,800	403,500
				76	280,700		357,900	378,100	403,800
				77	281,400		358,100	378,600	404,100
				78	282,200		358,500	379,000	404,500
				79	282,900		358,900	379,400	404,800
				80	283,600		359,300	379,800	405,100
				81	284,300		359,500	380,300	405,400
				82	285,000		359,800	380,700	405,800
				83	285,700		360,200	381,100	406,100
				84	286,400		360,500	381,400	406,400
				85	287,100		360,800	381,800	406,700
				86	287,700		361,200	382,200	
				87	288,400		361,600	382,600	
				88	289,000		362,000	382,900	
				89	289,700		362,500	383,300	
				90	290,300		362,900	383,700	
				91	291,000		363,300	384,200	
				92	291,700		363,700	384,500	
				93	292,200		364,200	384,900	
				94	292,800		364,600	385,300	
				95	293,400		364,900	385,700	
				96	294,100		365,200	386,000	
				97	294,700		365,600	386,400	
				98	295,300		366,000		
				99	295,900		366,300		
				100	296,600		366,600		
				101	297,200		367,000		
				102	297,800		367,400		
				103	298,300		367,700		
				104	298,800		368,000		
				105	299,300		368,400		
				106	299,900		368,800		
				107	300,400		369,100		
				108	301,000		369,400		
				109	301,400		369,800		

	110	301,900				
	111	302,400				
	112	303,000				
	113	303,500				
	114	303,900				
	115	304,200				
	116	304,500				
	117	304,800				
	118	305,100				
	119	305,300				
	120	305,600				
	121	305,800				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額					
						円
						261,500

令和七年十二月十九日

大分県報
(教育委規則)

<p style="text-align: right;">附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。</p> <p>(一般職員の例による取扱い)</p> <p>2 職員の給料の切替え及びその切替えに伴う措置その他この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。</p> <p style="text-align: center;">○企業局管理規程</p> <p>大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>令和七年十二月十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県企業局長 渡辺淳一</p> <p>大分県企業局管理規程第九号</p> <p>大分県企業局職員就業規程の一部を改正する規程</p> <p>大分県企業局職員就業規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第六号）の一部を次のよう</p> <p>に改正する。</p> <p>別表第二の三の項の原因の欄のイ中「現住居」の下に「又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）第十七条の六第三号に規定する配偶者等をいう。）の現住居」を加え、「復旧作業」を「復旧作業等」に改め、同欄中のハとし、イの次に次のように加える。</p> <p>口 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、公布の日から施行し、改正後の大分県企業局職員就業規程の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。</p>	<p style="text-align: right;">大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。</p> <p>大分県病院局管理規程第八号</p> <p>令和七年十二月十九日</p> <p style="text-align: right;">大分県病院局長 佐藤昌司</p> <p>大分県病院局職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程</p> <p>(大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正)</p> <p>第一条 大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十三条第一号中「三万円」を「三万二千五百円」に改め、同条第二号中「七千四百円」を「七千七百円」に改める。</p> <p>第四十七条第二項各号列記以外の文中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の七十二・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。</p> <p>第五十条第二項各号列記以外の文中「百分の三百十五」を「百分の三百二十二・五」に、「百分の三百七十五」を「百分の三百八十二・五」に、「百分の二百六十二・五」を「百分の二百七十九」に、「百分の百五十」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百八十」を「百分の百八十七・五」に改め、同項第一号中「百分の百五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。</p> <p>別表第一から別表第三までを次のように改める。</p>
---	--

令和七年十二月十九日

大分県報（教育委規則・企業局管理規程・病院局管理規程）

別表第1 (第3条関係)

病院行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	196,500	242,900	277,300	311,000	333,900	368,200	422,300	473,700	527,300
	2	197,600	244,200	278,400	312,500	335,700	369,900	424,200	479,000	534,000
	3	198,900	245,600	279,400	313,900	337,500	371,500	426,100	483,900	539,100
	4	200,000	247,000	280,400	315,300	339,200	373,100	427,900	488,500	543,400
	5	201,100	248,400	281,400	316,700	340,900	374,700	429,700	492,600	546,800
	6	202,800	249,800	282,400	317,800	342,600	376,500	431,500	496,000	550,000
	7	204,400	251,200	283,300	318,800	344,300	378,000	433,300	498,900	552,900
	8	206,000	252,700	284,300	320,000	345,900	379,600	435,100	501,400	555,400
	9	207,500	254,100	285,300	321,200	347,500	380,900	436,700	503,400	557,400
	10	209,200	255,300	286,300	322,800	349,200	382,500	438,300		
	11	210,800	256,600	287,300	324,400	350,900	384,200	439,800		
	12	212,400	257,900	288,300	326,000	352,500	385,700	441,300		
	13	213,900	259,100	289,300	327,400	354,000	387,600	442,800		
	14	215,600	260,300	290,600	329,000	355,600	389,500	444,100		
	15	217,300	261,500	291,900	330,600	357,200	391,400	445,400		
	16	219,000	262,700	293,100	332,300	358,800	393,200	446,600		
	17	220,200	263,800	294,300	333,700	360,200	394,700	447,800		
	18	221,800	264,900	295,600	335,400	361,900	396,500	449,100		
	19	223,400	266,000	296,800	337,000	363,500	398,200	450,400		
	20	224,900	267,100	298,000	338,600	365,100	399,800	451,600		
	21	226,500	268,000	299,000	340,000	366,200	401,500	452,800		
	22	228,100	269,000	300,200	341,700	367,700	402,900	453,600		
	23	229,700	270,000	301,400	343,400	369,200	404,300	454,400		
	24	231,300	271,000	302,700	345,000	370,700	405,700	455,200		
	25	232,900	272,000	304,000	346,200	372,400	407,100	455,800		
	26	234,600	272,900	305,100	348,100	374,200	408,300	456,400		
	27	235,900	273,700	306,100	349,800	375,800	409,500	457,000		
	28	237,200	274,600	307,100	351,400	377,500	410,600	457,600		
	29	238,500	275,400	308,200	352,900	378,900	411,700	458,300		
	30	239,600	276,200	309,400	354,500	380,200	412,900	459,100		
	31	240,700	277,000	310,500	356,100	381,400	414,000	459,500		
	32	241,800	277,700	311,700	357,800	382,800	415,100	460,200		
	33	242,900	278,500	312,800	359,500	383,900	415,800	460,700		
	34	243,800	279,300	314,100	361,300	384,900	416,500	461,100		
	35	244,700	280,100	315,400	363,100	385,900	417,100	461,500		
	36	245,700	280,700	316,700	364,900	386,900	417,800	461,900		
	37	246,700	281,400	317,900	366,400	387,700	418,400	462,300		
	38	247,600	282,200	319,200	367,800	388,600	419,000	462,600		
	39	248,500	282,900	320,500	369,200	389,500	419,500	462,900		
	40	249,300	283,600	321,800	370,600	390,300	419,900	463,200		
	41	250,100	284,300	323,100	372,100	391,100	420,300	463,600		
	42	250,800	285,000	324,300	372,900	391,900	420,500	463,900		
	43	251,400	285,700	325,600	373,800	392,700	420,800	464,200		
	44	252,100	286,400	326,700	374,800	393,400	421,100	464,500		
	45	252,800	287,100	327,600	375,700	394,100	421,400	464,800		
	46	253,400	287,700	328,900	376,800	394,800	421,700			
	47	254,000	288,400	330,200	377,700	395,500	422,000			
	48	254,600	289,000	331,600	378,700	396,200	422,300			
	49	255,100	289,700	332,700	379,600	396,700	422,500			

令和七年十二月十九日

大分県報（病院局管理規程）

六

	50	255,700	290,300	334,000	380,300	397,300	422,800			
	51	256,300	291,000	335,200	381,000	397,900	423,000			
	52	256,800	291,700	336,400	381,600	398,600	423,300			
	53	257,200	292,200	337,700	382,000	399,000	423,500			
	54	257,600	292,800	338,700	382,600	399,600	423,800			
	55	257,900	293,400	339,800	383,200	400,200	424,100			
	56	258,200	294,100	340,900	383,900	400,700	424,400			
	57	258,500	294,700	341,600	384,300	401,100	424,600			
	58	258,800	295,300	342,500	385,000	401,700	424,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	259,100	295,900	343,200	385,700	402,300	425,200			
	60	259,400	296,600	344,000	386,300	402,800	425,400			
	61	259,700	297,200	344,800	386,600	403,200	425,600			
	62	260,000	297,800	345,200	387,100	403,700	425,900			
	63	260,300	298,300	345,700	387,700	404,200	426,200			
	64	260,600	298,800	346,400	388,300	404,800	426,400			
	65	260,900	299,300	347,200	388,600	405,100	426,600			
	66	261,200	299,900	347,900	389,200	405,500	426,900			
	67	261,500	300,400	348,600	389,900	405,800	427,200			
	68	261,800	301,000	349,200	390,500	406,200	427,400			
	69	262,100	301,400	349,700	390,900	406,500	427,600			
	70	262,400	301,900	350,300	391,400	406,800	427,900			
	71	262,700	302,400	350,800	392,000	407,100	428,200			
	72	263,000	303,000	351,400	392,500	407,300	428,400			
	73	263,300	303,500	351,700	393,000	407,500	428,600			
	74	263,600	303,900	352,200	393,600	407,800				
	75	263,900	304,200	352,500	394,000	408,100				
	76	264,200	304,500	352,900	394,300	408,300				
	77	264,500	304,800	353,300	394,700	408,500				
	78	264,800	305,100	353,800	395,200	408,800				
	79	265,100	305,300	354,300	395,600	409,100				
	80	265,400	305,600	354,800	396,000	409,300				
	81	265,700	305,800	355,100	396,400	409,500				
	82	266,000	306,000	355,500	396,900	409,800				
	83	266,300	306,300	355,900	397,300	410,100				
	84	266,600	306,500	356,300	397,700	410,300				
	85	266,900	306,800	356,600	398,000	410,600				
	86	267,200	307,000	357,000	398,500	410,900				
	87	267,500	307,300	357,400	398,900	411,200				
	88	267,800	307,600	357,900	399,300	411,400				
	89	268,100	307,900	358,100	399,600	411,600				
	90	268,400	308,200	358,500	400,100					
	91	268,700	308,500	358,900	400,500					
	92	269,000	308,800	359,300	400,900					
	93	269,300	309,000	359,500	401,200					
	94		309,200	359,800						
	95		309,500	360,200						
	96		309,900	360,500						
	97		310,100	360,800						
	98		310,400	361,200						
	99		310,700	361,600						
	100		311,100	362,000						
	101		311,300	362,500						
	102		311,600	362,900						
	103		311,900	363,300						
	104		312,200	363,700						
	105		312,400	364,200						
	106		312,700	364,600						
	107		313,000	364,900						

	108		313,300	365,200							
	109		313,500	365,600							
	110		313,800								
	111		314,200								
	112		314,500								
	113		314,700								
	114		314,900								
	115		315,200								
	116		315,600								
	117		315,800								
	118		316,000								
	119		316,300								
	120		316,600								
	121		316,900								
	122		317,100								
	123		317,400								
	124		317,700								
	125		318,000								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		201,100	228,700	270,500	291,200	306,900	333,200	376,200	410,800	464,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

病院医療職給料表
イ 病院医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
令和七年十二月十九日		円	円	円	円
	1	306,800	417,200	472,100	568,300
	2	309,100	419,900	474,100	574,500
	3	311,400	422,500	476,000	579,600
	4	313,600	424,900	477,900	584,300
	5	315,700	427,200	479,300	588,600
	6	319,200	429,400	481,000	592,900
	7	322,700	431,400	482,800	596,400
	8	326,100	433,500	484,600	599,300
	9	329,500	435,600	486,400	601,800
	10	333,100	437,200	488,100	604,100
	11	336,500	438,700	489,900	
	12	339,900	440,200	491,800	
	13	343,300	441,600	493,600	
	14	346,800	443,000	495,300	
	15	350,200	444,500	497,100	
	16	353,600	445,900	498,900	
	17	357,000	447,200	500,700	
	18	360,200	448,700	502,600	
	19	363,400	450,100	504,500	
	20	366,600	451,500	506,400	
	21	369,900	452,800	508,300	
	22	373,000	454,300	510,000	
	23	376,100	455,700	511,800	
	24	379,100	457,100	513,600	
	25	382,200	458,500	515,200	
	26	384,600	459,900	517,100	
	27	386,900	461,200	518,900	
	28	389,100	462,600	520,400	
	29	391,000	464,100	521,800	
	30	392,700	465,400	523,500	
	31	394,400	466,800	525,300	
	32	396,200	468,200	527,000	
	33	397,900	469,500	528,500	
	34	399,700	470,900	529,800	
	35	401,300	472,200	531,100	
	36	402,600	473,600	532,400	
	37	404,000	475,000	533,400	
	38	405,400	476,700	534,700	
大分県報 (病院局管理規程) 九	定年	406,800	478,300	536,000	
	前再	408,200	479,800	537,300	
	任用	409,700	481,400	538,300	
	短時	410,400	482,600	539,100	
	間勤	411,100	483,700	539,900	
	務職	411,700	484,800	540,700	
	員以	412,500	485,800	541,600	
	外の	413,100	486,700	542,400	
	職員	413,700	487,600	543,300	
	47	414,200	488,400	544,000	
	48	414,700	489,100	544,800	

令和七年十二月十九日

大分県報（病院局管理規程）

	50	415,100	489,800	545,600	
	51	415,600	490,600	546,300	
	52	416,000	491,200	547,200	
	53	416,400	491,800	548,100	
	54	416,700	492,500	548,900	
	55	417,000	493,100	549,800	
	56	417,400	493,700	550,700	
	57	417,700	494,000	551,500	
	58	418,100	494,600	552,300	
	59	418,400	495,200	553,100	
	60	418,800	495,900	553,800	
	61	419,200	496,300	554,600	
	62	419,500	496,900	555,500	
	63	419,800	497,600	556,400	
	64	420,100	498,300	557,300	
	65	420,400	498,700	558,100	
	66		499,300	559,000	
	67		499,900	559,900	
	68		500,400	560,800	
	69		500,900	561,600	
	70		501,400	562,500	
	71		501,900	563,400	
	72		502,400	564,300	
	73		502,800	565,100	
	74		503,300		
	75		503,700		
	76		504,100		
	77		504,600		
	78		505,200		
	79		505,700		
	80		506,100		
	81		506,600		
	82		507,200		
	83		507,800		
	84		508,300		
	85		508,800		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		314,100	357,900	414,400	490,400

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

口 病院医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
令和七年十二月十九日			円	円	円	円	円	円
	1	201,800	240,700	275,400	294,400	327,500	373,700	428,800
	2	203,900	242,000	276,200	295,200	328,900	375,400	430,700
	3	206,000	243,300	276,900	295,900	330,300	377,000	432,700
	4	208,100	244,600	277,700	296,600	331,800	378,600	434,500
	5	210,100	245,800	278,600	297,300	333,200	380,100	436,300
	6	212,100	246,900	279,400	298,000	334,800	381,700	438,000
	7	214,100	247,900	280,200	298,700	336,300	383,300	439,600
	8	215,900	248,800	280,900	299,400	337,800	385,000	441,100
	9	217,700	249,900	281,600	300,200	339,200	386,600	442,600
	10	219,600	251,000	282,400	300,900	340,800	388,600	443,900
	11	221,500	252,200	283,200	301,700	342,300	390,600	445,200
	12	223,600	253,400	284,000	302,300	343,800	392,600	446,500
	13	225,400	254,600	284,800	302,900	345,200	394,000	447,800
	14	227,400	255,800	285,600	304,000	346,800	395,700	449,000
	15	229,600	257,000	286,300	305,200	348,300	397,400	450,200
	16	231,700	258,100	287,100	306,400	349,800	399,100	451,300
	17	233,800	259,100	287,900	307,500	351,300	400,800	452,500
	18	234,900	260,100	288,700	308,700	352,900	402,300	453,600
	19	235,900	261,200	289,500	309,800	354,500	403,800	454,800
	20	237,000	262,200	290,200	311,000	356,000	405,300	456,000
	21	238,100	263,300	291,000	312,200	357,300	406,600	457,100
	22	238,900	264,200	291,900	313,400	358,900	407,900	457,900
	23	239,800	265,000	292,800	314,600	360,400	409,200	458,300
	24	240,600	265,800	293,500	315,700	361,900	410,300	459,000
	25	241,500	266,600	294,200	316,900	363,300	411,500	459,500
	26	242,400	267,400	295,100	318,100	364,800	412,600	459,900
	27	243,300	268,200	296,000	319,200	366,300	413,700	460,300
	28	244,200	269,000	296,700	320,400	367,700	414,800	460,700
	29	245,000	269,700	297,500	321,600	369,100	415,600	461,100
	30	245,800	270,500	298,500	322,800	370,700	416,400	461,500
	31	246,500	271,300	299,400	324,000	372,100	417,100	461,800
	32	247,300	272,100	300,400	325,200	373,600	417,900	462,100
	33	248,000	272,900	301,400	326,300	374,800	418,300	462,400
	34	248,600	273,700	302,500	327,400	375,900	418,900	462,700
	35	249,300	274,300	303,500	328,600	377,100	419,400	463,000
	36	250,000	275,100	304,400	329,800	378,200	419,800	463,300
	37	250,700	276,000	305,500	331,000	379,200	420,200	463,700
	38	251,300	276,800	306,500	332,300	380,000	420,400	
	39	252,000	277,600	307,500	333,600	380,900	420,700	
	40	252,600	278,400	308,500	334,800	382,000	421,000	
	41	253,200	279,100	309,400	335,700	383,000	421,300	
	42	253,800	279,900	310,600	336,900	384,100	421,600	
	43	254,400	280,700	311,700	338,100	385,100	421,900	
	44	254,900	281,400	312,800	339,300	386,000	422,200	
	45	255,300	282,100	313,800	340,200	386,800	422,400	
	46	255,900	282,900	314,900	341,200	387,600	422,700	
	47	256,300	283,700	316,000	342,200	388,500	423,000	
	48	256,700	284,400	317,000	343,100	389,300	423,300	
	49	257,100	285,100	318,100	344,000	389,800	423,500	

	50	257,600	285,800	319,100	344,900	390,600	423,700	
定年	51	258,100	286,400	320,200	345,900	391,400	424,000	
前再	52	258,600	287,100	321,300	346,800	392,200	424,300	
任用	53	258,900	287,800	322,300	347,300	392,600	424,500	
短時	54	259,200	288,400	323,300	348,200	393,300	424,700	
間勤	55	259,500	289,100	324,300	348,900	394,000	425,000	
務職	56	259,800	289,700	325,300	349,800	394,600	425,300	
員以	57	260,100	290,400	326,200	350,500	395,000	425,500	
外の	58	260,400	291,100	327,200	350,800	395,500	425,700	
職員	59	260,700	291,800	328,200	351,200	396,100	426,000	
	60	261,000	292,400	329,100	351,800	396,700	426,300	
	61	261,300	292,900	330,000	352,400	397,100	426,500	
	62	261,600	293,500	330,700	353,100	397,600		
	63	261,900	294,200	331,500	353,800	398,100		
	64	262,200	294,800	332,100	354,400	398,600		
	65	262,500	295,300	332,700	355,100	399,200		
	66	262,800	295,900	333,400	355,600	399,700		
	67	263,100	296,600	334,000	356,200	400,300		
	68	263,400	297,200	334,600	356,800	400,900		
	69	263,700	297,800	335,200	357,100	401,400		
	70	264,000	298,400	335,400	357,700	401,900		
	71	264,300	299,000	335,800	358,100	402,300		
	72	264,500	299,600	336,300	358,600	402,700		
	73	264,700	300,200	336,900	359,100	403,000		
	74	265,000	300,700	337,400	359,600	403,500		
	75	265,300	301,100	337,900	360,100	403,900		
	76	265,500	301,500	338,300	360,500	404,300		
	77	265,700	301,800	338,900	360,800	404,700		
	78	266,000	302,100	339,400	361,100	405,200		
	79	266,300	302,300	339,800	361,300	405,600		
	80	266,500	302,600	340,300	361,600	406,000		
	81	266,700	302,900	340,800	362,100	406,400		
	82	267,000	303,100	341,100	362,400	406,900		
	83	267,300	303,400	341,300	362,700	407,300		
	84	267,500	303,700	341,600	363,000	407,700		
	85	267,700	303,900	342,000	363,400	408,100		
	86		304,100	342,400	363,700	408,600		
	87		304,300	342,700	364,000	409,000		
	88		304,500	343,000	364,300	409,400		
	89		305,000	343,300	364,700	409,800		
	90		305,200	343,500	365,000			
	91		305,400	343,900	365,200			
	92		305,600	344,200	365,500			
	93		306,000	344,400	365,800			
	94		306,200	344,700	366,200			
	95		306,400	345,000	366,600			
	96		306,700	345,200	367,000			
	97		307,000	345,400	367,500			
	98		307,200	345,700	367,900			
	99		307,400	346,000	368,300			
	100		307,700	346,200	368,700			
	101		308,000	346,400	369,200			
	102		308,200	346,600				
	103		308,400	347,000				
	104		308,700	347,200				
	105		309,000	347,400				
	106			347,700				
	107			348,100				
	108			348,500				

	109			348,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		202,100	228,800	258,300	272,300	298,900	341,300	384,900

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に適用する。

令和七年十二月十九日

大分県報
(病院局管理規程)

一三一

ハ 病院医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	222,500	255,700	295,000	308,500	332,100	374,800
	2	224,400	257,800	295,500	309,000	333,100	376,500
	3	226,300	260,000	296,000	309,500	334,100	378,200
	4	228,000	262,200	296,500	310,000	335,000	379,900
	5	229,700	264,400	296,900	310,500	336,000	381,700
	6	231,600	265,400	297,400	311,000	337,200	383,700
	7	233,400	266,200	297,900	311,600	338,400	385,800
	8	235,100	267,100	298,300	312,000	339,600	387,800
	9	236,800	267,900	298,700	312,500	340,500	389,500
	10	238,700	269,000	299,200	313,000	341,700	391,600
	11	240,600	270,100	299,700	313,600	342,800	393,700
	12	242,500	271,000	300,200	314,100	343,900	395,700
	13	244,300	271,800	300,600	314,500	344,900	397,600
	14	246,300	272,500	301,100	315,100	346,000	399,200
	15	248,300	273,200	301,500	315,800	347,100	401,000
	16	250,300	274,000	302,000	316,400	348,200	402,800
	17	252,400	275,100	302,500	317,000	349,300	404,500
	18	254,400	276,000	302,900	317,900	350,400	406,200
	19	256,500	276,900	303,400	318,700	351,500	408,200
	20	258,500	277,800	303,800	319,600	352,600	409,900
	21	260,400	278,900	304,300	320,400	353,700	411,700
	22	261,600	279,900	304,800	321,300	354,900	413,400
	23	262,700	280,800	305,300	322,200	356,000	415,200
	24	263,800	281,800	305,700	323,000	357,100	417,000
	25	264,900	282,600	306,200	323,800	358,200	418,600
	26	265,700	283,500	306,800	324,600	359,500	420,300
	27	266,600	284,400	307,500	325,500	360,800	422,100
	28	267,400	285,300	308,200	326,400	362,100	423,900
	29	268,200	286,300	308,900	327,100	363,300	425,400
	30	268,900	287,000	309,600	328,200	364,800	426,900
	31	269,600	287,700	310,300	329,300	366,300	428,400
	32	270,300	288,400	311,100	330,300	367,800	429,700
	33	271,100	289,000	311,800	331,500	369,000	430,900
	34	271,700	289,600	312,600	332,500	370,500	432,000
	35	272,300	290,100	313,300	333,600	371,900	433,200
	36	272,800	290,500	314,000	334,700	373,300	434,400
	37	273,400	290,900	314,700	335,800	374,700	435,700
	38	274,100	291,500	315,500	336,900	375,700	436,800
	39	274,800	292,000	316,300	338,000	377,100	438,100
	40	275,500	292,400	317,100	339,100	378,400	439,300
	41	276,200	292,800	317,700	339,900	379,700	440,500
	42	276,800	293,300	318,600	341,000	381,100	441,500
	43	277,500	293,700	319,600	342,100	382,400	442,600
	44	278,200	294,200	320,500	343,100	383,700	443,700
	45	279,000	294,700	321,300	344,000	385,300	444,700
	46	279,700	295,100	322,300	344,900	386,500	445,200
	47	280,400	295,600	323,300	345,900	387,600	445,700
	48	281,000	296,000	324,200	346,900	388,800	446,100
	49	281,500	296,500	325,100	348,100	389,900	446,700

令和七年十二月十九日

大分県報
(病院局管理規程)

一四

令和七年十二月十九日	50	282,000	296,900	326,000	349,400	390,800	447,200
	51	282,400	297,400	327,000	350,600	391,800	447,600
	52	282,800	297,900	328,000	351,800	392,700	448,100
	53	283,100	298,300	328,800	352,700	393,300	448,600
	54	283,600	298,700	329,700	353,900	394,100	449,000
	55	284,000	299,200	330,700	355,000	394,900	449,300
	56	284,400	299,600	331,700	356,300	395,700	449,600
	57	284,800	300,100	332,600	357,300	396,400	450,000
	58	285,200	300,800	333,500	358,300	397,100	
	59	285,500	301,500	334,500	359,400	397,800	
	60	285,800	302,200	335,400	360,600	398,400	
	61	286,200	302,900	336,300	361,700	399,000	
	62	286,600	303,800	337,400	362,900	399,600	
	63	287,000	304,800	338,600	364,100	400,300	
	64	287,300	305,500	339,800	365,100	400,900	
	65	287,600	306,200	340,500	366,100	401,600	
	66	288,000	307,100	341,600	367,100	402,100	
	67	288,400	307,900	342,700	368,200	402,700	
	68	288,700	308,700	343,600	369,300	403,200	
	69	289,100	309,400	344,700	370,100	403,600	
	70	289,600	310,300	345,400	371,200	404,200	
	71	290,000	311,200	346,500	372,300	404,600	
	72	290,300	312,000	347,600	373,300	404,900	
	73	290,700	312,900	348,700	374,000	405,200	
	74	291,200	313,700	349,900	374,800	405,700	
	75	291,700	314,600	351,000	375,600	406,100	
	76	292,200	315,500	352,100	376,300	406,400	
	77	292,700	316,300	353,200	376,900	406,700	
	78	293,200	317,200	354,300	377,400	407,200	
	79	293,800	318,200	355,300	377,900	407,700	
	80	294,200	319,100	356,400	378,400	408,100	
大分県報（病院局管理規程）	定年	81	294,700	319,600	357,300	379,000	408,400
	前再	82	295,100	320,400	358,400	379,500	408,800
	任用	83	295,600	321,300	359,300	380,000	409,300
	短時	84	296,100	322,100	360,300	380,500	409,700
	間勤	85	296,500	322,900	361,200	380,900	410,100
	務職	86	296,900	323,800	362,000	381,300	410,600
	員以	87	297,400	324,800	362,800	381,900	411,100
	外の	88	297,900	325,800	363,600	382,400	411,500
	職員	89	298,300	326,700	364,200	382,700	411,900
		90	298,800	327,700	364,800	383,200	412,300
		91	299,300	328,700	365,400	383,500	412,800
		92	299,800	329,700	366,000	383,800	413,200
		93	300,300	330,500	366,400	384,500	413,600
		94	300,700	331,300	366,800	385,000	
		95	301,200	332,000	367,300	385,500	
		96	301,800	332,600	367,700	386,000	
		97	302,400	333,100	368,200	386,600	
		98	302,900	333,400	368,600	387,100	
		99	303,400	333,900	369,100	387,600	
		100	303,900	334,500	369,500	388,000	
		101	304,300	334,900	369,800	388,600	
		102	304,900	335,400	370,300	389,100	
		103	305,300	336,000	370,600	389,600	
		104	305,700	336,500	370,900	390,100	
		105	306,100	336,900	371,300	390,700	
		106	306,500	337,400	371,800	391,100	
		107	306,900	337,900	372,300	391,600	
		108	307,200	338,400	372,800	392,100	

	109	307,400	338,800	373,300			
	110	307,700	339,100	373,800			
	111	307,900	339,400	374,300			
	112	308,200	339,700	374,700			
	113	308,500	340,000	375,100			
	114	308,700	340,400	375,500			
	115	309,000	340,700	376,000			
	116	309,200	341,000	376,500			
	117	309,500	341,200	376,900			
	118	309,700	341,500	377,400			
	119	310,000	341,800	377,900			
	120	310,300	342,000	378,400			
	121	310,600	342,200	378,700			
	122	310,900	342,500				
	123	311,200	342,800				
	124	311,500	343,100				
	125	311,700	343,300				
	126	311,900	343,600				
	127	312,200	343,900				
	128	312,600	344,100				
	129	312,800	344,300				
	130	313,100	344,500				
	131	313,400	344,800				
	132	313,800	345,000				
	133	314,000	345,300				
	134	314,300	345,700				
	135	314,600	346,100				
	136	314,900	346,500				
	137	315,100	346,800				
	138	315,400	347,200				
	139	315,700	347,600				
	140	316,000	348,000				
	141	316,200	348,300				
	142	316,500	348,700				
	143	316,900	349,000				
	144	317,200	349,400				
	145	317,400	349,700				
	146	317,600	350,100				
	147	317,900	350,500				
	148	318,200	350,900				
	149	318,400	351,200				
	150	318,600	351,600				
	151	318,900	352,000				
	152	319,200	352,400				
	153	319,600	352,700				
	154	319,800					
	155	320,000					
	156	320,300					
	157	320,600					
	158	320,900					
	159	321,200					
	160	321,500					
	161	321,900					
	162	322,200					
	163	322,500					
	164	322,800					
	165	323,200					
	166	323,500					
	167	323,800					

	168	324,100					
	169	324,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額					
		円	円	円	円	円	円
		249,700	270,700	278,400	289,200	306,300	344,900

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

令和七年十二月十九日

大分県報
(病院局管理規程)

一七

別表第3（第3条関係）

病院技能労務職給料表

職員 の区 分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 187,500	円 277,300	円 281,200	円 307,600	円 330,600
	2	188,600	278,400	283,100	308,800	332,400
	3	189,800	279,400	285,000	310,000	334,100
	4	190,900	280,400	286,900	311,200	335,800
	5	192,000	281,400	288,800	312,500	337,300
	6	193,100	282,400	290,700	313,600	339,000
	7	194,300	283,300	292,600	314,700	340,700
	8	195,400	284,300	294,500	315,900	342,300
	9	196,500	285,300	296,400	317,000	343,800
	10	197,600	286,300	298,300	318,500	345,500
	11	198,900	287,300	300,200	319,900	347,200
	12	200,000	288,300	302,100	321,400	348,800
	13	201,100	289,300	304,000	322,700	350,100
	14	202,800	290,600	305,100	324,100	351,900
	15	204,400	291,900	306,100	325,600	353,500
	16	206,000	293,100	307,100	327,000	355,100
	17	207,500	294,300	308,200	328,400	356,500
	18	209,200	295,600	309,400	329,800	358,300
	19	210,800	296,800	310,500	331,400	359,900
	20	212,400	298,000	311,700	332,700	361,500
	21	213,900	299,000	312,800	333,900	362,900
	22	215,600	300,200	314,100	335,400	364,500
	23	217,300	301,400	315,400	336,900	366,200
	24	219,000	302,700	316,700	338,300	367,800
	25	220,200	304,700	317,900	339,500	369,400
	26	221,800	306,600	319,200	341,100	371,000
	27	223,400	308,500	320,500	342,500	372,500
	28	224,900	310,400	321,800	343,900	374,100
	29	226,500	312,300	323,100	345,300	375,500
	30	228,100	314,200	324,300	346,600	376,600
	31	229,700	316,100	325,600	348,000	377,600
	32	231,300	318,000	326,700	349,300	378,800
	33	232,900	319,900	327,600	350,500	379,800
	34	234,600	321,800	328,900	351,900	380,800
	35	235,900	323,700	330,200	353,100	381,800
	36	237,200	325,600	331,600	354,400	382,800
	37	238,500	327,500	332,700	355,600	383,600
	38	239,600	329,400	334,000	356,500	384,500
	39	240,700	331,400	335,200	357,400	385,300
	40	241,800	333,300	336,400	358,600	386,000
	41	242,900	335,200	337,700	359,700	386,600
	42	244,200	337,100	338,700	360,500	387,300
	43	245,600	339,000	339,800	361,300	388,000
	44	247,000	340,900	340,900	362,100	388,700
	45	248,400	342,800	341,600	362,800	389,200
	46	249,800	344,700	342,500	363,600	389,900
	47	251,200	346,600	343,200	364,300	390,600
定年 前再 任用	48	252,700	348,500	344,000	365,100	391,300
	49	254,100	350,400	344,800	365,700	391,700
	50	255,300	352,300	345,200	366,300	392,200

令和七年十二月十九日

大分県報
(病院局管理規程)

一八

令和七年十二月十九日	大分県報 (病院局管理規程)	短時	51	256,600	354,200	345,700	366,800	392,800
		間勤	52	257,900	356,100	346,400	367,300	393,500
		務職員以外の職員	53	259,100	358,100	347,200	367,700	393,800
			54	260,300	360,000	347,900	368,300	394,400
			55	261,500	361,900	348,600	368,800	395,100
			56	262,700	363,800	349,200	369,400	395,600
			57	263,800	365,700	349,700	369,700	396,000
			58	264,900		350,300	370,300	396,600
			59	266,000		350,800	370,800	397,200
			60	267,100		351,400	371,300	397,700
			61	268,000		351,700	371,600	398,100
			62	269,000		352,200	372,100	398,700
			63	270,000		352,500	372,600	399,100
			64	271,000		352,900	373,100	399,600
			65	272,000		353,300	373,300	399,900
			66	272,900		353,800	373,800	400,400
			67	273,700		354,300	374,400	400,700
			68	274,600		354,800	374,900	401,100
			69	275,400		355,100	375,200	401,500
			70	276,200		355,500	375,600	401,900
			71	277,000		355,900	376,100	402,200
			72	277,700		356,300	376,500	402,500
			73	278,500		356,600	376,900	402,800
			74	279,300		357,000	377,400	403,200
			75	280,100		357,400	377,800	403,500
			76	280,700		357,900	378,100	403,800
			77	281,400		358,100	378,600	404,100
			78	282,200		358,500	379,000	404,500
			79	282,900		358,900	379,400	404,800
			80	283,600		359,300	379,800	405,100
			81	284,300		359,500	380,300	405,400
			82	285,000		359,800	380,700	405,800
			83	285,700		360,200	381,100	406,100
			84	286,400		360,500	381,400	406,400
			85	287,100		360,800	381,800	406,700
			86	287,700		361,200	382,200	
			87	288,400		361,600	382,600	
			88	289,000		362,000	382,900	
			89	289,700		362,500	383,300	
			90	290,300		362,900	383,700	
			91	291,000		363,300	384,200	
			92	291,700		363,700	384,500	
			93	292,200		364,200	384,900	
			94	292,800		364,600	385,300	
			95	293,400		364,900	385,700	
			96	294,100		365,200	386,000	
			97	294,700		365,600	386,400	
			98	295,300		366,000		
			99	295,900		366,300		
			100	296,600		366,600		
			101	297,200		367,000		
			102	297,800		367,400		
			103	298,300		367,700		
			104	298,800		368,000		
			105	299,300		368,400		
			106	299,900		368,800		
			107	300,400		369,100		
			108	301,000		369,400		
			109	301,400		369,800		

	110	301,900				
	111	302,400				
	112	303,000				
	113	303,500				
	114	303,900				
	115	304,200				
	116	304,500				
	117	304,800				
	118	305,100				
	119	305,300				
	120	305,600				
	121	305,800				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額					
						円 261,500

備考 この表は、技能員及び労務員に適用する。

令和七年十二月十九日

大分県報（病院局管理規程）

別表第十一号「310,000」を「310,800」、「306,700」を「303,400」を「304,200」、「300,100」を「300,900」、「296,800」を「297,600」、「293,500」を「294,300」、「281,500」を「283,300」、「268,000」を「271,300」、「254,500」を「258,800」、「241,000」を「246,300」、「227,500」を「233,800」、「210,500」を「218,300」、「193,500」を「202,800」、「176,500」を「187,300」、「159,500」を「171,800」、「142,000」を「155,300」、「124,500」を「138,800」、「107,000」を「122,300」、「87,000」を「104,300」、「67,000」を

第三条 大分県病院局就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項の原因の欄のイ中「現住居」の下に「又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（給与規程第三十五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居」を加え、「復旧作業」を「復旧作業等」に改め、同欄中口をハとし、イの次に次のように加える。

「100」に、「159,500」を「171,800」に、「142,000」を「155,300」に、「124,500」を「138,800」に、「107,000」を「122,300」に、「87,000」を「104,300」に、「67,000」を「86,300」に改めゆ。

口 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行うとき。

附
則

(施行期日等)

「万八千七百円」を「四万九千円」に、「五万千七百円」を「五万二千円」に、「五万四千七百円」を「五万五千円」に、「五万七千六百円」を「五万七千九百円」に、

六万円	九十キロ メートル 以上
六万三百円	トル以上 九十五キロメートル未満
六万四千百円	一ト ル未満 百キロメートル
六万七千三百円	百キロメートル 以上

に改める。

3 第三条の規定による改正後の大分県病院局就業規程の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

4 第一条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第四十七条第二項及び第三項並びに第五十条第二項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。
（切替日前の異動者の号給の調整）

第四十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百三十六・二五」に、「百分の七十一・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

3 第三条の規定による改正後の大分県病院局就業規程の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

4 第一条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第四十七条第二項及び第三項並びに第五十条第二項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。
（切替日前の異動者の号給の調整）

令和七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び病院局長の定めるこれに準ずる職員の切替日ににおける号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、病院局長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 (切替日から施行日の前日までの間ににおける異動者の号綱) 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、

十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項第二号中「百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に改める。

令和七年十二月十九日

大分県報（病院局管理規程・告示）

る当該適用又は異動の日における号給は、病院局長の定めるところによる。

（施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

7 施行日から令和八年三月三十一日までの間において、改正後の給与規程により、

新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号

給に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異

動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から

改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との權衡上必要と認められる限度に

おいて、病院局長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

8 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された

給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

9 附則第五項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○告 示

大分県告示第四百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する

同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹一郎

地 区 名 縦 覧 期 間

ゆめタウンこのえ二期地区 令七・一二・一九から
黒猪鹿工区 令八・一・八まで

九重町役場

大分県告示第四百七十三号

公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐 藤 樹一郎

一 しゅん功認可の年月日

令和七年十二月四日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

佐伯市中村南町一番一号

佐伯市

代表者 佐伯市長 富高国子

三 埋立ての区域

1 位置

佐伯市鶴見大字中越浦字広浦六三九番八、六三九番一七、六三九番一六、六三九番一八、六四二番一一、六四二番二地先の道路先、六四二番五、六四二番三及び六四七番の地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイ点とナ点とを結ぶ春秋分の満潮位（プラス二・二〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

イ点 佐伯市鶴見大字中越浦字広浦六四二番二の南東の角から一五三度五九分四五秒四

一・二八メートルの地点

口点 イ点から二七二度五一一分〇〇秒五・六三メートルの地点

ハ点 口点から二度五二分四八秒三・一〇メートルの地点

ニ点 ハ点から二七二度五八分〇四秒八九・四〇メートルの地点

ホ点 ニ点から一八三度一六分四〇秒三・一〇メートルの地点

ヘ点 ホ点から二七三度一六分四〇秒三・五〇メートルの地点

ト点 ヘ点から三度一六分四〇秒三・一〇メートルの地点

チ点 ト点から二七二度五七分四五秒五三・九五メートルの地点

リ点 チ点から一八二度五九分〇六秒三・一〇メートルの地点

ヌ点 リ点から二七二度五九分〇六秒一・〇四メートルの地点

ル点 ヌ点から三三二度一四分一八秒二・九〇メートルの地点

ヲ点 ル点から五二度一四分一八秒三・一〇メートルの地点

ワ点 ヲ点から三三二度一四分一八秒九・七四メートルの地点

カ点 ワ点から三三二度〇四分〇三秒三・一〇メートルの地点

<p>ヨ点 カ点から三三二度一四分一八秒〇・五六メートルの地点 タ点 ヨ点から一度五一分二四秒二・七二メートルの地点 レ点 タ点から九二度五四分三四秒三・一〇メートルの地点 ソ点 レ点から一度五一分二四秒一四・五一メートルの地点 ツ点 ソ点から二七二度五一分二四秒三・一〇メートルの地点 ネ点 ツ点から二度五一分二四秒三・〇一メートルの地点 ナ点 ネ点から九三度三三分二三秒〇・一七メートルの地点</p> <p>3 面積 三、九六〇・四八平方メートル</p> <p>四 埋立ての免許の年月日及び番号 平成二十四年十月十日 指令漁整第八号</p> <p>五 観覧の場所 佐伯市役所</p>	<p>大分海区漁業調整委員会告示第十三号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止する。ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>令和七年十二月十九日</p> <p>（定義） 一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。 （禁止区域） 二 大分県海域 （承認の対象者） 三 承認の対象となる者は、宝石さんに係る試験研究を実施しようとする者とする。 （承認証の交付） 四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。</p>
<p>大分県訓令甲第十九号</p> <p>○訓 令 甲</p> <p>本 府 地 方 機 関</p> <p>臨時の任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十六条の二第一項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条第三項</p>	<p>（承認証の携帯義務） 五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。 （承認の制限、条件の変更又は採捕の停止） 六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。 （承認の取消し） 七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごの譲渡又は販売をしてはならない。 （意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止） 九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。 （採捕報告書の提出） 十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。</p> <p>（取扱要領） 十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。 （指示の有効期間） 十二 この指示の有効期間は、令和八年一月一日から同年十二月三十一日までとする。</p> <p>令和七年十二月十九日</p> <p>大分県知事 佐藤一郎</p>

及び第四項中「別表第二の七の項及び十三の項から十五の項」を「別表第二の八の項及び十四の項から十六の項」に改める。

別表第二の十六の項を同表の十七の項とし、同表の四の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三の項の次に次のように加える。

四 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

一週間を超えない範囲でその都度
必要と認める期間

イ 臨時の任用職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年大分県人事委員会規則第四号）第五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時の任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により臨時の任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時の任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 臨時の任用職員及び当該臨時の任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時の任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の臨時の任用職員の管理に関する規程の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

大分県訓令甲第二十号

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のよう
に改正する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐藤一郎
第二十五条第一項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の七の項、十三の項及び十四の項」を「別表第二の八の項、十四の項及び十五の項」に改める。

別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の三の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二の項の次に次のように加える。

三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

一週間を超えない範囲でその都度
必要と認める期間

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

<p>度任用職員以外にござるものの確保を行へるが ドレゼンハム。</p>	<p>この訓令は、公布の日から施行し、改正後の公計年度任用職員の管理に関する規程の規定 は、令和七年十一月十八日をもて廃止する。</p> <h3 style="text-align: center;">○訓練本部訓令</h3>
<p>大分県警察本部訓令第33号</p> <p style="text-align: right;">警察本部 警察学校 警察署</p> <p>大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和7年12月19日</p> <p style="text-align: right;">大分県警察本部長 橋野徹</p>	<p>大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和7年12月19日</p> <p style="text-align: right;">大分県警察本部長 橋野徹</p> <p>大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和7年12月19日</p> <p style="text-align: right;">大分県警察本部長 橋野徹</p>
<p>4 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 臨時的任用職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成2年大分県人事委員会規則第4号）第5条第4号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行うとき。</p> <p>(2) 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部</p>	<p>1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間</p> <p>宿日直手当の額を定める規程（昭和51年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>令和7年12月19日</p> <p style="text-align: right;">大分県警察本部長 橋野徹</p> <p>第1条中「4,400円」を「4,700円」に改め、同条ただし書中「2,200円」を「2,350円」に改める。</p> <p>第2条中「7,400円」を「7,700円」に改め、同条ただし書中「3,700円」を「3,850円」に改める。</p> <p style="text-align: right;">附 則</p> <p>この訓令は、令和7年12月19日から施行し、改正後の宿日直手当の額を定める規程の規定は、同年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: right;">大分県警察本部訓令第35号</p>

○**企 業 廉 言** □

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月19日

大分県警察本部長 嶋 野 徹

本
事
業
所
局

臨時の任用職員の管理に関する規程（昭和四十二年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のとおり改正する。

第26条第1項中「別表第1の5の項」を「別表第1の6の項」に改め、同条第3項及び第4項中「別表第1の7の項、13の項及び14の項」を「別表第1の8の項、14の項及び15の項」に改める。

別表第1の15の項を同表の16の項とし、同表の3の項から14の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の2の項の次に次のように加える。

3 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

(1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

(2) 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により会計年度任用職員の現住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

(3) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間

第十五条の二第一項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第一の七の項及び十三の項から十五の項」を「別表第一の八の項及び十四の項から十六の項」に改める。

別表第一の十六の項を同表の十七の項として、同表の四の項から十五の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の三の項の次に次のように加える。

4 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

イ 臨時の任用職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）第十七条の六第二号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時の任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により臨時の任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時の任用職員がその復旧作業等

1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間

附 則
この訓令は、令和7年12月19日から施行し、改正後の大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の規定は、同年11月18日から適用する。

を行うとき。

ハ 臨時的任用職員及び当該臨時的任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時的任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の臨時的任用職員の管理に関する規程の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

大分県企業局訓令第十二号

本
事
業
所
局

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十九日

大分県企業局長 渡辺淳一

第二十二条第一項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の七の項及び十三の項から十五の項」を「別表第二の八の項及び十四の項から十六の項」に改める。

別表第二の十六の項を同表の十七の項とし、同表の四の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三の項の次に次のように加える。

別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の三の項から十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の二の項の次に次のように加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第十号

本
病
院
局

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和七年十二月十九日

大分県病院局長 佐藤昌司

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程等の一部を改正する訓令

（大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正）

第一条 大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の七の項及び十三の項から十五の項」を「別表第二の八の項及び十四の項から十六の項」に改める。

別表第二の十六の項を同表の十七の項とし、同表の四の項から十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の三の項の次に次のように加える。

四 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

イ 臨時的任用職員の現住居又は単身赴任手当の支給に係る配偶者等（大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）第三十五条第四号に規定する配偶者等をいう。）の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する

緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により臨時的任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 臨時的任用職員及び当該臨時的任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時的任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正)

第二条 大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第
五号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

第十七条の二中「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

第二十三条第一項中「別表第二の五の項」を「別表第二の六の項」に改め、同条第三項

及び第四項中「別表第二の七の項、十三の項及び十四の項」を「別表第二の八の項、十四

の項及び十五の項」に改める。

別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の三の項から十四の項までを一項ずつ

繰り下げ、同表の二の項の次に次のように加える。

三 風水震火災その他天災地変により次のいずれかに該当する場合

イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ロ 災害（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第二十八条の二第一項に規定する緊急灾害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれら本部の設置が見込まれるものに限る。）により会計年度任用職員の現住居以外の住居又は親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

ハ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行ふことができないとき。

一週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間

(施行期日等)

1 この訓令は、公示の日から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の大分県病院局臨時の任用職員の管理に関する規程及び第二条の規定（大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（以下「会計年度任用職員管理規程」という。）第十五条の二及び第十七条の二の改正規定を除く。）による改正後の会計年度任用職員管理規程の規定は、令和七年十一月十八日から適用する。

2 第二条の規定による改正後の会計年度任用職員管理規程（以下「改正後の会計年度任用職員管理規程」という。）第十五条の二及び第十七条の二の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の会計年度任用職員管理規程を適用する場合においては、第二条の規定による改正前の会計年度任用職員管理規程に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員管理規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

4 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年十二月十九日

大分県知事 佐藤樹一郎

一 落札に係る特定役務の名称
大分県総合ヘルプデスク運営業務委託

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部デジタル政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和七年十月十日

四 落札者の氏名及び住所
株式会社オーライーシー 代表取締役社長 加藤 健

第五条 大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改める。

第十七条の二中「百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改める。

附 則

三百四十一万七千七百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）
六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

一般競争入札の公告をした日
七 令和七年八月二十九日

令和七年十二月十九日

大分県報（公告）

二九